

令和元年 7 月

美里町教育委員会臨時会議事録

## 令和元年7月教育委員会臨時会

日 時 令和元年7月11日（木曜日）

午後1時06分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員（5名）

	教 育 長	大 友 義 孝
1 番	教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
2 番	委 員	成 澤 明 子
3 番	委 員	留 守 広 行
4 番	委 員	千 葉 菜穂美

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長 佐々木 信 幸

教育総務課長兼  
学校教育環境整備室長 佐 藤 功太郎

課長補佐兼総務係長 藤 崎 浩 司

主幹兼学校教育係長 早 坂 晴 美

傍聴者 1名

---

### 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 審議事項

第 2 議案第11号 美里町教育委員会後援等の名義使用に関する規則の制定について

- ・ 協議事項

第 3 学校再編について（継続協議）

第 4 令和2年度使用教科用図書の採択について

- ・ その他

---

本日の会議に付した事件

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 審議事項

第 2 議案第 11 号 美里町教育委員会後援等の名義使用に関する規則の制定について

- ・ 協議事項

第 3 学校再編について（継続協議）

第 4 令和 2 年度使用教科用図書の採択について

- ・ その他

午後1時03分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さん、大変お疲れさまでございます。今日は、教育委員会の臨時会ということでございます。

おかげさまで学校のほうは、エアコンの設置工事を今再三やっているところでございまして、土曜日、日曜日も入っている学校もあるようでございます。ただ、昨年と比べますと大分今年は涼しい夏になっておりますが、夏休みが本番工事になりそうです。2学期からはエアコンが稼働できるようにさせていただきたいというふうに思っているところでもございます。そんな状況でございます。

では、座って進めさせていただきます。

ただいまから令和元年7月教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員は教育長を含め5名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、説明員としまして、教育次長、教育総務課長、教育総務課課長補佐が出席いたしております。

それでは、早速でございますが、日程に入らせていただきます。

---

#### 日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） では、日程第1、議事録署名委員の指名でございます。

今回の署名委員につきましては、4番の千葉委員さん、1番の後藤委員さんをお願いいたします。

---

#### 審議事項

日程 第2 議案第11号 美里町教育委員会後援等の名義使用に関する規則の制定について

○教育長（大友義孝） それでは、審議事項に入ります。

日程第2、議案第11号 美里町教育委員会後援等の名義使用に関する規則の制定についてお諮りをさせていただきます。

それでは、まず事務局から議案等の説明をお願いいたします。教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 大変お疲れさまでございます。

私のほうから、議案につきましてご説明をさせていただきます。

以前お配りしていたものに多少修正を加えたものを本日お渡しをしております、議案第11号というものと、あとは「美里町教育委員会訓令第 号」と書いてあるもの、あともう一つが「例規制定改廃の手引き」というちょっと厚いものをお渡しをしております。

それで、この後援等の名義使用に関することにつきましては、以前に一度ご提案をしていると、平成28年度でございますけれども、そのときは名義使用に関する要綱という形でご説明をさせていただいておるといことで、議事録で確認しております。

ただ、やはり規則として定めるべきではないかというようなそのときの議論もございまして、その後、ちょっとその手続きが進んでいないというところございまして、今回整理してご提案をさせていただくというところでございます。

まず、例規制定改廃の手引きというものをちょっとご覧いただきたいんですが、これは美里町の総務課のほうで定めているものでございまして、教育委員会でもこれに準じて処理を行うというようなところになってございます。

それで、めくっていただいて、3枚目、下に1、ページ数でいくと1ページというのがございます。

これは、例規立案の基礎ということで書いてございまして、(1)に法令の体系、これは憲法から府令・省令の部分が書いてございまして、(2)で例規の体系ということで書いてございます。これが町で定めるものというところになってございまして、その中に、ご存じだとは思いますが、これは議会が議決が必要なものというものと、規則ということで地方自治法に基づいて法令の範囲内において規定するものというところと、その下に告示と訓令というのがございます。真ん中に二重線が入ってございますけれども、法令的な意味を持つもの、例規として法的な意味を持つものは条例と規則ということになってございまして、告示と訓令につきましては、これは法的な要素は含まないものというような整理になってございます。

それで、例えば要綱とか規程、こういうもので定めているものもあるのですが、そういうものにつきましては基本的には住民に法的な影響が及ばないというようなところを前提としてございまして、内部の処理というんですかね、事務処理とかそういうものを行う場合につきましては法的な部分を有しないものというところ、ここをつくっていると、策定しているというところでございます。

それで、今回につきましては、後援等につきまして選定をしていかなければならない、そういう際につきまして、やはりしっかりと位置づけで、規則で定めるべきだというような前の議論がございますので、それを踏まえた形で今回、規則としてご提案させていただくというところでございます。

中身につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

第1条でございますけれども、この規則は、美里町教育委員会が後援等を行う場合の基準、手続等について必要な事項を定めるものだよというところでございます。

用語といたしましては、2つございまして、後援というのは、事業の趣旨に賛同し、名義使用の承諾を行うことにより当該事業を奨励することをいう。2つ目が共催で、事業の趣旨に賛同し、共同主催者として責任の一部を負担することをいうというところと、(3)後援等というのは、後援及び共催をいうというような用語の規定ということで、この規則をつくっているというところでございます。

後援等の名義ということで、名義は「美里町教育委員会」ということでございます。

あと、承諾の基準というのは、名義使用の承諾は、次に掲げる要件を満たす場合に行うものとするということで、(1)といたしまして、事業の主催者が次のいずれかに該当する団体であるときということで、団体について後援等を行っていくと、個人ではないというようなところでございます。

まず初めに、国又は地方公共団体というところでございます。イといたしまして、学校等の教育機関又はこれらの連合体、ウが公益法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、エといたしまして、ウに掲げるもののほか公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動を行うことを主たる目的とする団体、こういうことを目的とする団体ですね、準ずるといふ形になるんですかね、そういう団体ということでございます。続きまして、オといたしまして、新聞社、放送局等の報道機関というところと、一番最後にカでございますけれども、その他教育長が特に相当と認めた団体というようなところになっております。これは団体の基準ということになります。

もう一つ基準がございまして、これは事業の内容ですね、これが次の全てに該当するときということでございます。まず1つ目が、教育、学術、文化、スポーツの向上及び普及に寄与するもので、公益性のある事業であるというところが一つです。続きまして、イでございます。営利を目的とするものでないこと、ウといたしまして、政治的目的を有するものでないこと、

エといたしまして、宗教的目的を有するものでないこと、オといたしまして、事業の開催場所について、保健衛生、災害防止等について必要な措置が講じられていること、これらに該当するものを後援なり共催をしていくというようなところでございます。

申請の手續につきましては、後援等の名義使用の承諾を受けようとする者は、当該事業の開始14日前までに、後援等の名義使用申請書を教育長に提出しなければならないということで、この様式によって申請をしていただくと。

それで、後援等の承諾ということで、教育長は、申請があったときは速やかに審査をして、承諾するか否かの決定をして、通知するものというところでございます。

後援等の承諾の取消し等ということで、教育長は、後援等の名義使用を承諾した事業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承諾を取り消すことができるというところがございます。して、(1)として虚偽の申請を行ったとき、あとは(2)で承諾の要件に違反したとき、うちのほうの要件ですね、必要な条件に違反したとき、こういうときは取り消しをするというところでございます。

第2号といたしまして、教育長は、前項の規定により承諾を取り消したときは、申請者に対し、後援等の名義使用承諾取消通知書により通知するというところでございます。

続きまして、承諾の条件として、第8条でございますが、承諾に関してここに3つ掲げてございますけれども、この条件を付すということで、まず1つ目が、申請時の事業計画等に変更があった場合は、速やかに届け出るというところ、2つ目が、事業終了後は、速やかにその結果につき事業実績報告書を提出するというところ、3つ目が、事故防止、救護体制等について留意することということを承諾の条件として付すというところでございます。

さらに、第9条といたしまして、この規則に定めるもののほか必要な事項につきましては、教育長が別に定めるといふものを補則として入れているというところでございます。

その次の3ページからは、様式をつけてございます。第1号様式、これは名義使用の申請書、続きましてその裏面ですね、4ページ、後援等の名義使用承諾通知書、続きまして、後援等の名義使用不承諾通知書、あとはその次、裏面でございますけれども、6ページですね、後援等の名義使用承諾取消通知書、7ページ目が事業実績報告書という様式を使って手続を行うというようなところでございます。

今回の提案理由といたしましては、教育委員会の共催及び後援に係る名義使用について、承諾基準を明確にし、申請者の利便性の向上に資する必要がある。また、共催及び後援に係る名義使用については、趣旨や内容が類似していることから、これまで定めていたそれぞれの規程

を廃止し、一つの規則として新たに定めることで、事務処理の簡略化を図るものである。これがこの議案を提出する理由であるということでございます。

すみません、ちょっと説明が漏れましたが、説明していない「美里町教育委員会訓令第 号」と書いてあるものですが、これはこういう訓令を出して廃止をさせていただきたいなというところで、その次のページに現在の規程をつけております。美里町教育委員会後援名義使用申請の取扱に関する規程がついておりまして、ずっといって、ちょっとページを振ってなくて恐縮なんですけど、様式もありまして、美里町教育委員会共催申請の取扱に関する規程というものがありまして、この2つを先ほどご説明を申し上げた後援等ということで、後援と共催を一つにした形で再編するというんですかね、そういう形で規則として定めていくと。現在は規程でありますけど、ある程度公的な要素を持たせるというようなところから、規則として定めていくということがいいのではないかとこのところでの提案でございます。

よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、説明を終わります。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。成澤委員、どうぞ。

○委員（成澤明子） 議案第11号の3ページに、後援等の名義使用申請書、この下の箱で4番目、事業の趣旨・変更の内容というところがあるんですけども、これは何だろう、趣旨、事業……、名義を使いますよという用途と、それから名義を変更しますよという場合という意味なんですか。

○教育長（大友義孝） はい、どうぞ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 結局、申請をいただいた後に変更があった場合、届け出すということになっていますので、その様式も兼ねているということですので、これをご利用いただくということですね。

○委員（成澤明子） 事業の趣旨を申請する場合と、それから、一旦申請したんだけど、それを変更する場合と、どちらにも使えると。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうです。そういうための様式というようなところでございます。

○委員（成澤明子） そうすると、「趣旨・変更」だと何か趣旨の変更になっている。（「ああ、なるほど」の声あり）「事業の趣旨ないし変更の内容」とかということなのかなと思ったりしました。私が使う側として見た場合にね。こっちだと、趣旨も変更も両方書かなきゃいけないのかなと思いました。

○教育長（大友義孝） いかがですか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これにつきましては、この様式につきましてはある程度町長部局のほうでも、町長部局では要綱で定めているんですが、様式についてはある程度統一をしているというか形式をそろえておりますので、今のご意見を踏まえて、わかりやすくというんですかね、誤解のないようにするようなちょっと工夫をして、例えば申請の時点は事業の趣旨で、さらに変更あった場合にも使えますので、ちゃんと区別ができるように、ちょっとこれは法令担当のほうと話をしたいなと思います。

○委員（後藤眞琴） 確かに、これだけ見たらね、どっちも書くと誤解される可能性はありますね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい、誤解される可能性はありますね。

○委員（後藤眞琴） だから、あるいは「事業の趣旨又は変更の内容」とかね、誤解されないようにはしたほうがいいだろうと。

○教育長（大友義孝） そうですね、「又は」にしたほうがね。

では、そのように法令のほうと調整をし、町のほうの様式関係とすり合わせをして……（「そうですね」の声あり）ということにさせていただければというふうに思います。（「あともう一つ」の声あり）はい、どうぞ。

○委員（成澤明子） 1ページなんですけれども、第4条（2）、事業の内容が次の全てに該当するときと、ア、イ、ウ、エ、オとありますが、第4条の（1）のところの最後のカ、その他教育長が特に相当と認めた団体という、そこの、例えば「その他教育長が特に相当と認めた内容」とかというのは入れなくていいんですか。わからないので。

○教育長（大友義孝） 内容のほうね。内容の部分については、これは限定するんですかね。どうぞ、後藤委員さん。

○委員（後藤眞琴） やはり入れないほうがいいんじゃないですかね。その内容にまで教育長が踏み込むことになりますのでね。

○教育長（大友義孝） そうなんです、だから。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） この内容について、先ほどのアからオまでのところと、あとそのほかの団体の方でも教育長が認めれば、ちゃんと確認できれば、この内容であれば後援をさせていただくというところなのかなと。（「ありがとうございます」の声あり）

○教育長（大友義孝） そのほかございませんか。留守委員さん、お願いいたします。

- 委員（留守広行） 申請の手続に関しては、開始日の2週間前までに出す、出していただきたいという、申請の手続、第5条に書いてあるんですけども、受けてから報告を受けるに対しては直ちにとという表現なんですけれども、これは日にち等は入れなくてもいいんでしょうか。1週間以内とかなんとかというんじゃなく、直ちにでよろしいのかどうかです。
- 教育長（大友義孝） 課長、お願いします。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これにつきましては、基本的にこちら辺も町長部局のものとのすり合わせをしているところではあるんですけども、一応こういう事務処理について、標準的な取り扱いと期間、例えばこういうものについては1週間とか2週間という事務処理の決まりがございますので、それを越えない範囲では処理しなければならないということですので、これにつきましても速やかにということ、なるべくいただいたものについては速やかにと、それも決まったその期間を越えないで対応していくというような整理で処理していくというふうなところになるのかなということ、これにつきましても町長部局のほうとちょっとすり合わせをしまして、こういう処理の期日というのは多分余り入れていないというのがちょっとありまして、入れられないことはないんですが、一応そういうことで整理をしているというところがございます。
- 教育長（大友義孝） はい、後藤委員さん。
- 委員（後藤眞琴） その点ね、「速やかに」という場合には、法律用語としてもしあるとしたら、どういう意味、内容なのか、確認した上で、よろしくをお願いしますね。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい、わかりました。では、そこら辺は確認させていただきますので。
- 教育長（大友義孝） 事務処理の規則か、または規程ってありましたよね。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 法定事務処理の基準がございますので、そういう手続とかですね、許認可とか。
- 教育長（大友義孝） 行政手続法の町で定めている処理期間というのかな、あれは法律だけじゃなくて、規則の部分に触れているんですけど。ちょっとその辺確認しなかったものだから。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ちょっと、あんまり不確定なことを言うとか大変誤解を招きますので、私のほうでそこはちょっと確認させていただいて。
- 教育長（大友義孝） わかりました。じゃあ、そこはしっかりと確認していただいてね。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ええ、それに合わせて、期間内に速やかに処理をするというふうにしたいと思います。

- 教育長（大友義孝） よろしいでしょうか。そのほかございませんか。
- 委員（後藤眞琴） 今のね、さっき配った資料、例規制定改廃の手引きという、その19ページの11番目、直ちに・速やかに・遅滞なく、いずれも時間的即時性を表す場合に用いるというので、(2)に「『速やかに』の意味は、訓示的な意味を持たせてできる限り早く行わなければならない」と書いてありますね、見ますと。
- 教育長（大友義孝） ありますね。そうですね。
- 委員（後藤眞琴） これ、こういう意味だそうです。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい、すみません、全然確認しないで。ありがとうございます。
- 教育長（大友義孝） そういう意味で、ということになりますね。ありがとうございました。では、よろしいでしょうか。そのほかございませんか。
- なければ、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。特にありませんね。
- 各委員 「はい」の声あり
- 教育長（大友義孝） ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。
- 議案第11号 美里町教育委員会後援等の名義使用に関する規則につきまして、本案は原案のとおり承認したいと思います。賛成の委員の挙手を求めます。
- （賛成者挙手）
- 教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員でございますので、議案第11号につきましては、原案のとおり可決されました。ありがとうございました。（「ありがとうございました」の声あり）
- それでは、次に移ります。

---

## 協議事項

### 日程第 3 美里町学校再編について（継続協議）

- 教育長（大友義孝） これより協議事項に入ります。
- 日程第3、学校再編について、継続協議してございます。
- まず、事務局から説明をお願い申し上げます。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私のほうから説明をさせて

いただきたいと思います。

資料につきましては、右上に、令和元年7月11日、教育委員会臨時会資料、(案)というところで書いてあるものでございます。回答案になっているものでございます。

それで、前回、概要についてお話し、お示ししてございますが、美教総第271号の回答についてということで質問をいただいております、その質問に対しての回答というところで案を作成しているというところでございます。

読み上げたいというふうに思います。

教育委員会の考えは、令和元年5月に開催した議会全員協議会で説明し、美里町公式ホームページに掲載している別添「新中学校建設についての意見交換会及びアンケート調査の結果と今後の進め方」において申し上げているとおりでございます。

教育委員会では、美里町学校教育環境審議会の答申を無視しているとは考えてはおりません。また、地方自治法第1条の2第1項、同法第2条第14項及び同条第16項に抵触するとも考えておりません。

というところで、その次、別添ということで、これはホームページに掲載してあるもの、議会の全員協議会でも説明はいたしてございますけれども、これの中に、教育委員会の見解が書いていると、網羅されているというようなところで、この内容でと、この考え方はこの内容のとおりだというような形で整理した回答案ということで今回お示ししているというところでございますので、これにつきましてご協議いただいて、あとはご回答を申し上げたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 前回の会議で案をお示しして、協議しましょうということにさせていただいた経過があると思います。今説明をいただきましたが、これは案として今ご提出させていただきました。いかがですか、委員の皆様方からご意見を頂戴したいと思います。

これは、これまで出して、照会をいただいた部分について回答を一応したんだけど、その指摘に対する応答になっていないと、それから黙って受け取って放置するわけにはいかないというような内容の趣旨で、また再度これに対する質問書を出したということのたしか文書だったと思っております。（「はい」の声あり）

これの前回の回答をする際にも、いろいろ協議した中で回答させていただいておりますし、それに対する再質問をいただいたというふうに思うわけでございますけれども、それ以上のことないし、それ以下のことも当然ないとは思いますが、ただ先日、アンケートとか意見交換会

の今後の結果と、今後の考え方、進め方についてご提示させていただいたので、これでほとんどのものの回答をさせていただいたというふうに私は理解していたんですけども、まだこれでも足りないというふうなご指摘なようでございますので、教育委員会にいただいた質問でございますから、皆様方からご意見を頂戴して、ご回答差し上げたいというふうに考えていたわけでございます。

何度も委員さん方は見られていると思いますけれども、できるならばこの回答ということでお出ししたいと思えますし、また、期限を区切って5日までお願いしますというふうな文書だったと思うんですね。それをちょっと延ばさせていただいた。というのは、教育委員会の臨時会があるので、そこでちゃんと協議しますというお話をさせていただいた経過もあったと思えます。それが本日の臨時会でありますから、そこで一応、教育委員会としての回答を示したいということでございます。

何か皆さんからご意見があれば。後藤委員さん、お願いします。

○委員（後藤眞琴） 僕もこの質問を何度も読ませていただいたんですけども、基本的な考え方の違いなのではないかと思うんです。ですから、やはりこういうような、今課長さんから説明あったような回答しかないのではないかと思いますので、これで仕方ないのではないかと思います。

○教育長（大友義孝） どうですか、皆さん、ご意見ございましたら発言をお願いいたします。

では、もしこれでよろしければ、このまま回答させていただきたいというふうに思います。よろしいですね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。（「ちょっと確認だけなんですけれども」の声あり）はい、どうぞ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 一応、質問につきましては、大分いろいろな項目につきまして質問と、別紙のとおりということでございますけれども、整理といたしましては、そういうものはありますけれども、それを総体的に捉えてというんですかね、いただいた質問を全体的に捉えてこのような形でご回答を申し上げますと。個別の部分でのご回答にはなっていないというところなんですけれども、全体的に捉えて、全体的な話ですと。環境審議会の答申を無視しているというようなところに端を発しているところがございますので、こういう形で回答をさせていただくという形でよろしいという理解でよろしいですか。

○教育長（大友義孝） もちろん、そういう意味でね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　そういうことでよろしいですね。

○教育長（大友義孝）　そういうのが前提として、その案をお示ししたので、それでどうですかという委員さん方たちのご意見を今いただいたわけですから、これに尽きると。そして、先ほど後藤委員からも言われましたが、基本的な考え方の違い、すれ違いということからすると、どこまでいってもですね、いかなる回答を私たち教育委員会がしても、また「それ、違うんじゃないの」ということになろうかと思えますし、そのの並行線でいくのは、私は一番望ましい姿ではないと思うんですね。ですから、進める側も、それを指摘する側も、どこで歩み寄るのかというのが一番大事なことであって、それを全然聞かない、こちらも聞かない、あちらも聞かないでは、どこで終止するかというのがないんです、結合する場所というのが。

ですから、これまでも紳士的に対応させていただいてきておりますし、もちろんこれからもいろいろな指摘は頂戴するでしょう。それは、教育委員会としてしっかりと受け取っていかねばならないし、それをどこに反映しましたかと、また質問がされているケースもこれまでも何度もありました。それがどこに反映されているかという根拠を示せと、論拠を示せというふうにもたなるわけですね。これはこの部分です、この部分ですというふうなことがしっかりと切り切れるのであれば一番いいわけですね、誰が見てもわかるわけですから。ところが、それがなかなかできていない、全体を通してのつながりといいますか、仕上がりといいますか、そういったことになっています。そういったことで捉えておりますので、一つ一つの部分で、これはこうです、これはこうです、答えがある質問のようなことではなかなかいかないということもあり得るということですよ。そういうふうに私は感じていましたし。

ですから、私たちも、教育委員会もいい方向で進めたい、それから指摘をしていただいている皆さんもこれからの将来のことを考えて指摘をされているわけですから、それをないがしろにして、これは違います、これは違いますというふうな形でやっていく、きたつもりは毛頭ありませんし、これからもそういうふうな指摘をいただけるのであれば、それにちゃんと向き合っているものをつくっていくというふうなことをしていきたいというふうに考えております。

皆様、委員さん方も皆同じ考えじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。はい、後藤委員さん。

○委員（後藤眞琴）　そのとおりで、僕も基本的なところが違う、考え方が違うんですよ。それで、僕たちは、その環境審議会にも違反していなくて、ちゃんと尊重しているんだと。そうすると、全てあと関連したものになるので、討議が一つ一つ。ですから、違反していないんだと、ちゃんと尊重しているんだといたら、その一つ一つに答えることはまずできないんで

すよね。全てにするんだったら、いや、これはこういうことです、こういうことですと、関連したことを長々と説明していかないと説明にならないのではないかとこのので、違反しておりませんと、だから何も、この地方自治法ですかね、それにも全然抵触しておりませんと、そういう答えしかできないんじゃないかというの、教育長さんが今おっしゃられた、教育長さんのと同じ考えですね。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、これをもって回答させていただくということにさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。（「よろしくお願いたします」の声あり）

---

日程 第4 令和2年度使用教科用図書の採択について

○教育長（大友義孝） では、続きまして、日程第4、令和2年度使用教科用図書の採択について協議をさせていただきたいと思います。

まず、お話をさせていただきますと、今日の配付資料でございますが、中身を見たところ、各学校から出されているご意見等々がありますので、この資料については非開示という形をとらせていただくのが一番いいのではないかと私は考えます。委員の皆様、いかがでしょうか、非開示ということで。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） よろしくお願いたします。ただし、協議内容については公開ということにさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それではまず、この配付資料の部分について、これからまず一つ一つ確認をさせていただきますが、係長は出席するんですか。（「出席します」の声あり）

では、ちょっとここで暫時休憩をとらせていただきます。

休憩 午後1時43分

---

再開 午後1時50分

○教育長（大友義孝） では、休憩を解かせていただきます。

また、協議事項に戻らせていただきます。

これより、早坂係長が出席させていただいておりますので、教科用図書の説明をちょっとお願いします。

○主幹兼学校教育係長（早坂晴美） 学校教育係早坂です。お世話になっております。

では、座って説明させていただきます。

説明に入ります前に、1か所だけ訂正お願いいたします。

10ページにございます採択希望資料の国語科の中で、南郷小学校の希望の発行者のところですね、「光村書院」と書いてしまったんですが、こちらは「光村図書」が正しいので、「書院」を消していただいて「図書」と訂正をお願いしたいと思います。大変失礼しました。よろしくお願いいたします。

では、お配りしております資料を簡単に説明させていただきます。

まず、目次がありまして、1ページ目です。こちらは、今年度採択する教科書の種類を挙げてございます。今年度につきましては、小学校の全教科、国語・書写・社会、ずっとありますが、今回、英語が新しく入ってございます。教科書の目録というものがあるんですが、今回お持ちしていますが、こういった小さいものなんですが、これに掲載してある教科書の中から採択するということになっておりまして、今回は60種、305点、16社から出ておりました。

2ページ目です。中学校の教科書で、特別の教科道徳を除くものの採択になりますが、北部地区の教科用図書採択協議会から6月14日付で通知が出ておりまして、今回、新たな検定図書の合格がなかったということで、これまでの4年間の使用実績を踏まえ、今まで使っていた教科書を継続して使用することで決定しているため、採択希望はとりませんという通知が来ておりましたので、改めてご紹介させていただきます。

あと、3番目に、小学校、中学校の一般図書、こちらは毎年採択しておりますので、今回も引き続きとなります。

3ページには、今後のスケジュールをお示ししてございますので、ご覧ください。

4ページ、5ページにつきましては、教科用図書の採択基準がそれぞれ示されております。

4ページ目につきましては、小学校の各教科、5ページについては特別の教科道徳についてお示ししてございます。

6ページ、7ページにつきましては、現在、教科書の展示会、まだ当町は開催中でありまして、7月11日、本日まで開催ということにしてございます。7月8日現在でのアンケートの結果を載せてございますので、こちらをご覧くださいと思います。7月8日現在では、

20人の方からアンケートを頂戴してございました。

8ページには、特別支援学級一般図書の採択基準をお示ししてございます。

9ページにつきましては、各小学校からの希望状況を、教科ごと、発行会社ごとに一覧にしたものでございます。黒い星印を右下隅に入れておりますのが、現在までの使用している教科書でございまして、各校それぞれ希望のものが挙げてございましたので、学校名を入れさせていただいております。出版社からずっと右横にずらして見ていくと、白と、あとグレーになっているところと箱がありますが、白については発行してある教科書、グレーについてはその会社さんで発行していない教科書をお示ししてございます。

10ページ以降につきましては、各教科、小学校の国語から特別な教科道徳まで、それぞれ町内の小学校6校から挙げていただいた希望案の内容をまとめたものでございます。

ずっと進みまして、23ページ、24ページにつきましては、小学校の一般図書の採択希望案、25ページにつきましては、中学校から挙げていただいた一般図書の採択希望案をお示ししてございます。一般図書につきましては、不都合とした学校はどちらもございませんでしたので、ゼロと数字を入れてございます。

26ページ、27ページ、28ページ、その後、31ページまでにつきましては、北部地区の採択協議会に提出する様式を載せさせていただきました。

32ページ以降につきましては、宮城県の教育委員会のホームページにも掲載してあるのですが、「学校教育の方針と重点」というのがございまして、採択基準の中に、県教育委員会の「学校教育の方針と重点」に沿っているかという項目が内容に関する事に挙げられておりますので、それぞれ小学校と、あと特別支援教育の重点について掲載させていただきました。

以上が資料の説明となります。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。去年ですと、資料がもう1つあったのですが、なかなか今年は種類が多くて、そこまでまとまっていないということでございました。

大きくご提示申し上げましたのは、今、図書の閲覧期間中で、これまで7月8日付の時点でのご意見をいただいた部分、それから学校へ照会した部分の結果、この2つになるわけでございます。

そこで、教育委員会といたしましては、明日まで、北部教科用図書採択協議会のほうに教育委員会としてのご意見を報告することになっておりますので、今日はそれぞれの教科のどこが適しているかという部分、その理由はどうですかというふうなところまでお示しをして報告するということとなりますので、一括して皆様方からご意見を頂戴できればというふうに思いま

す。よろしくお願いいたします。

では、どこからいきましょうか。全体的な部分のほうがいいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、全体的な部分からお話を頂戴いたしたいと思います。では、後藤委員さん、お願いします。

○委員（後藤眞琴） 僕は、ここで選定するに当たっては、まず第一に、現場の先生方の見方、捉え方をできるだけ尊重するようにはどうかなというふうに思います。

その理由としましては、今、係長さんからご説明ありました教科用図書採択基準というのが、小学校の場合、各教科、それから特別の教科道徳というのに、これをよく見てみますと、その1番目の内容に関することでは、(3)の児童の心身の発達の段階を考慮し、学習意欲を高めるように工夫されているか。これ、児童の心身の発達の段階というのをよくわかっているのは、現場の先生方だろうと思うんですね。

それから、2番目の組織と配列に関することでは、(4)番目、内容の分量や区分が、各学校の年間指導計画に広く適合できるか。各学校の年間指導計画というのは、これをよく知っているのは各学校の先生方だろうと思うんですね。

それから、同じ2の(5)番目、教材の配列が、児童の生活や各地域の実態に広く適合できるか。これも、現場の先生方がよくわかっていることだろうと思います。

それから、3番目、学習と指導に関することでは、(2)番目、児童の経験や興味・関心を大切に、主体的・対話的で深い学びを実践するために工夫がなされているか。主体的・対話的で深い学びを実践するというのは、指導要領にこれに沿ってやるんですよというのをすごく強調されているんですね。そのためには児童の経験や興味・関心を大切にしないといけないんだと。これも、先生方がよく知っていることだろうと思うんですね。

それから、その(3)、児童の多様な個性や能力に広く対応できるか。これも、児童の多様な個性や能力というのをよく把握しているのは先生方だろうと思うんです。

また、(4)番目も、他教科や総合的な学習の時間等との関連に配慮されているか。他教科や総合的な学習の時間等というのは、これも先生方がよく知っているものだろうと。

4番目は、表現と体裁等に関すること。表記、表現が学年に応じて適切であるか。これも、各学年の状態をつかまえているのも先生方だろうと思うんですね。

それから、(2)番目に、児童が親しみや魅力を感じるように配慮されているか。そういうのも先生方がよく知っているのも、まず最初に申し上げましたように、先生方の見方、捉え方を

できるだけ尊重するよということ、僕の場合には、それは先生方にお任せすることにして、僕としてはこの教科用図書採択基準のうちの内容に関することでは、(4)番目の内容がよく精選され、学習の充実と発展を図ることができるか。そして、2番目の組織と配列に関することでは、(3)番目の基礎的・基本的な内容の確実な定着と発展的な学習を進めるための配慮がなされているか。次は、3番目、学習と指導に関することでは、(1)番目の基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して問題を解決する思考力・判断力・表現力等の育成、これ、思考力・判断力・表現力等の育成というのは指導要領の中でかなり強調されている、そういうものに合っているかどうかということを中心に見てみて、その結果こういうものだというのは後でお話したいと思うんですけれども、全体的な問題ではそういう観点から教科書を僕は見てきました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。この採択基準というものを示させていただいており、その中味は確かに、今、後藤委員がおっしゃられるように、現場である、直接指導される先生方の部分に見ていただくという点もあって、学校のほうに照会もしたという経過がありましたので、その結果も頂戴しておりますので、それ以外の部分で、教育委員会、後藤委員は見ていただいたというふうな内容の部分でございました。

いかがでしょう、委員さん方はそれぞれいろいろ見ていただいたとは思いますが、全体的な部分に関するお話をまず頂戴しまして、あとは個別に教科ごとに絞っていきたいと思うんですが、いかがですか、千葉委員さん、これまで何か一生懸命勉強されていたようですが、どうぞ。

○委員（千葉菜穂美） 私は、子供たちがやっぱり親しみやすい、魅力を感じるような感じがあるのいいかなと思ったり、あとやっぱり印刷とかきれいなほうが、教科書を見ようかなという感じで親しみやすいんじゃないかなというところを見ました。

それで、全部、ユニバーサルデザインフォントというんですか、それは全ての教科書がもうそれを満たされているんじゃないかなというふうに思いますので、あとは現場の先生たち、やっぱり先生たちが使いやすい教科書が一番いいのかなと思いました。以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、成澤委員さん、いかがですか。ご発言どうぞ。机の上にも何か教科書がいっぱい並んでおりますが。

○委員（成澤明子） やっぱりよく見ると、親とかあるいは子供たちが望んでいるような教科書と、ないしは、かえってね、ああ、こういうちょっと違う教科書もあるのねという、あってほ

しくないような教科書も全部見てみるとありましたけれども、最終的には学校の先生方が選んだときに、全部、6つの小学校の先生方が全て選んでいるという会社もありますし、あと分かれているのもあるので、その理由を見ながら見てみました。

それぞれ、評価についてはやっぱり納得できるものと、納得できないものもあったと思いました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。そうですね、確かに6校同じの部分と、分散されているものがあるので、確かにそのとおりだなというふうに思っております。

留守委員さん、いかがですか。

○委員（留守広行） やっぱり、教科書採択の基準も大切であります。そしてあと、皆さんおっしゃられるとおり、学校での先生方の、子供たちに対してどういう教科書がいいのかということから選んでいただいているのを出していただいたのかなと思って。ですから、やっぱり一番は、私の中での一番は、先生方が子供たちに対して、どの教科書会社がいいのか、成長に、心身ともに発達を考慮したものがいいのかということを出していただいたのではないのかなと思っております。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

委員の皆様方、今回は本当に数の多い点数でございました。それぞれ見ていただきまして、それぞれの主眼点ということで把握をした中で、どこが望ましいかということ判定していただいているのではないかなと思います。

そこで、先ほども申しましたように、明日まで報告をすることになりますので、国語はどこ、書写はどこ、社会はどこということ一つ一つ決めていかなければなりません。それぞれの理由については書いていくことにはなります。その評価の観点という部分では、4つの項目がありまして、一つは内容、もう一つは組織、それから配列、もう一つは学習と指導に対する配慮、もう一つは表現と体裁ということの分け方で理由を付しておかなければならないということもあります。

まずここで、図書それぞれについて各出版社の部分を、教育委員会としての意見を示す部分でございますので、決めさせていただきたいと思っております。

まず、国語ですが、一番多いのが東書、東京書籍が、学校の部分ですよ、東京書籍がでございます。やはり現場の声を尊重するというのであれば、一番まとまっている、どの学校もそこがいいというふうに踏んでいる部分をお示しするしかないのかなというふうには思いますが、そういった形でいきますと、国語、書写、社会、それから算数、それから理科は……、国語は

東書、書写は東書、社会も東書、地図は帝国書院というふうになりますか。それから、算数が東書、理科が、ちょっと2校ほど違うところになりますが、多いのは東書。それから、生活も東書、音楽は教育芸術社、図工は日本文教出版、家庭については、これはちょっと分かれていますので、ここをちょっと考えなくてはならないと。それから、保健の部分についてもちょっと分かれていますので、これも考えなくちゃいけない。英語の部分についても、2校ほど違うところがありますが、おおむね東書。道徳の部分については、3校だけが同じところで、残りの3校は別なところというところになっているようでございます。

どうでしょう、全員、全校が同じという部分については、そこでよろしいのでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○委員（後藤眞琴） 僕も、例えば国語ね、先ほど申し上げた基準でやりましたら、ここに挙がっているように東京書籍と光村図書かなと僕としては考えたら、先生方の意見では東京書籍で、ああ、そんなに違わないなという感じですので、よろしいんじゃないかなと。

社会も同じように、東京書籍かなと思って、その他、英語なんかはちょっと違ったところありましたけれども、三省堂なんかもいいのではないかなと思っていたら、英語の場合は僕の場合は東京書籍、啓林館、三省堂ですけれども、東京書籍のほうが多いので、それでいいのではないかなと。道徳の場合は、東京書籍と光村図書ですかね、それでやっぱりこれを見ると、東京書籍が3校ですよ。ですから、東京書籍あたりでいいのかなという感じはしております。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、まず確認していきます。国語は東京書籍、書写も東京書籍、それから社会も東京書籍、地図は帝国書院、それから算数においては東京書籍と。理科も東京書籍でいいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） 生活も東京書籍と。音楽は教育芸術社、それから図工は日本文教出版。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それから、家庭はちょっと後ほど。保健も後ほど。英語は東書、東京書籍。（「英語はこれでいいんですか」の声あり）

○教育長（大友義孝） いいですか、東京書籍で。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、ちょっと残っているのが3教科ありますが、まず、英語の右脇にある道徳なんです、これは昨年まで使われたのが東書の部分なんですね。そして、3校同じなんです、どうしましょう。見てみると、東書的な部分なのかなという感じはするんですけ

れども、ご意見……

○委員（後藤眞琴） 僕も、僕の場合には、東京書籍と光村図書。

○教育長（大友義孝） 光村もね。

○委員（後藤眞琴） ですから、東京書籍でいいんじゃないかなという感じはします。

○教育長（大友義孝） 成澤委員、どうですか。

○委員（成澤明子） ずっと見てみたんですけども、比較的という点では東京書籍がいいかなと思ったんですが、小牛田小学校で選んだ理由として、「3つの観点で簡単に自己評価できる一覧表があり、記録を累積できる」と書いてあるのがちょっとひっかかったんですね。

○教育長（大友義孝） ああ、そういうのもあったね。

○委員（成澤明子） 子供たちの考え方を先生方が把握するという意味では、すごく効果があるとは思いますが、その一覧表というのがどれに当たるんだか、わからないでしまったんですけども、中にありますか。

○教育長（大友義孝） 一覧、一覧ですか。

○委員（後藤眞琴） これみたい。

○委員（成澤明子） 後ろのほうですか。（「うん」の声あり）これ、一覧表ですかね。

○委員（後藤眞琴） これで、あとはないですものね。これが東京書籍の自己評価ですかね。（「そうですね」の声あり）これを、先生たちが積み重ねて見られるという評価なんですよ。

○委員（成澤明子） 一応見てみたんですが、やっぱり比較的という意味では、東京書籍かなと思いました。以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

○委員（後藤眞琴） この北浦小学校ですかね、もうちょっと説明が欲しいなと思うんですけども、余りにも……

○委員（成澤明子） 光村書院ですよ。

○委員（後藤眞琴） 光村図書です。

○委員（成澤明子） 図書、国語の場合は「図書」となっている。道徳もですか。道徳は「書院」じゃないんですか。

○委員（後藤眞琴） これ、合っている……

○主幹兼学校教育係長（早坂晴美） すみません、そこも「図書」です。失礼しました。

○委員（成澤明子） ここも「図書」ですか。

○委員（後藤眞琴） うん、「光村書院」となっているんですよ。

- 主幹兼学校教育係長（早坂晴美）　そうです。混在してしまいました。大変失礼しました。
- 委員（成澤明子）　これは、光村図書ですか。
- 委員（後藤眞琴）　全部、光村図書なんだね。
- 教育長（大友義孝）　「図書」ね。
- 主幹兼学校教育係長（早坂晴美）　はい、「図書」にしてください。
- 教育長（大友義孝）　北浦さんのところね。
- 委員（成澤明子）　21ページもじゃないですか。
- 主幹兼学校教育係長（早坂晴美）　22ページの北浦小学校の右隣の発行者のところ、今、「光村書院」と入っているのを、「光村図書」にしてください。
- 委員（成澤明子）　21ページの青生もでしょう。
- 主幹兼学校教育係長（早坂晴美）　21ページの青生もです。失礼しました。
- 委員（後藤眞琴）　もしかすると、全部これは。
- 主幹兼学校教育係長（早坂晴美）　そうです。
- 教育長（大友義孝）　全部ね、光村図書の関係はね。
- 主幹兼学校教育係長（早坂晴美）　はい、光村、全部「書院」にしてしまったので、「図書」に訂正をお願いします。
- 教育長（大友義孝）　わかりました。では、その部分は訂正をお願いします。
- それでは、道徳については、この東書と、東京書籍ということにさせていただきます。
- では、戻りまして、家庭、これまで使っていたのは開隆堂です。それで、3校対2校に分かれています、内容が。
- 委員（後藤眞琴）　これ、僕見ていてね、これまでに使っていた教科書を継続して使う場合には、こういう利点があるんじゃないかと思うんですね。先生たち、子供たちに教えていて、いろいろな反応が出てきますよね。それで、自分も授業をやるに当たって、いろいろな長い時間かかって準備していきますよね。その経験があるのではないかと思うんですね。だから、その教科書会社が編集方針を変えない場合には、先生たちの経験がありますので、いろいろな積み重ねが。僕の場合としては、それを使ったほうがいいのではないかなという感じ、教科書を読んでいて感じたんですけども、その点は現場の先生方に聞かないとわからない。この家庭の場合にはこういうふうに分かれていますよね。今までの家庭は、どこを使っていたんですって。
- 委員（成澤明子）　開隆堂です。

- 教育長（大友義孝） 同じです。開隆堂。
- 委員（後藤眞琴） 開隆堂ですよ。そうすると、これは、北浦ではなかったんですよ。
- 委員（成澤明子） 理由がなかったんですよ。
- 教育長（大友義孝） そうですね。
- 委員（後藤眞琴） そうすると、ここでいうと、開隆堂のほうが多いことになりますよね。
- 委員（成澤明子） そうですね。書かれている理由も、何か納得できるような気がするんですよ。
- 教育長（大友義孝） 北浦からは、この回答、来ていなかったということだね。
- 主幹兼学校教育係長（早坂晴美） そうですね、空欄で挙がってきています。
- 教育長（大友義孝） 空欄だね。家庭も同じね。家庭もなかったのね、北浦は。
- 主幹兼学校教育係長（早坂晴美） 北浦小学校は、家庭科に関しては空欄で。
- 教育長（大友義孝） 空欄、希望なしか。
- 主幹兼学校教育係長（早坂晴美） 何もなかったの、希望なしというところに入れさせていただきました。
- 委員（後藤眞琴） 図工も、図工もないようなものね。
- 教育長（大友義孝） 今の後藤委員さんのお話をお伺いすると、やっぱり継続性を持っていたほうがいいということですね。
- 委員（後藤眞琴） うん、そういうような感じですね。
- 教育長（大友義孝） 出版会社さんの方針をがらっと変えない限りは。
- 委員（後藤眞琴） 変えない、ええ。
- 教育長（大友義孝） じゃあ、そういうことだとするならば、家庭は開隆堂出版ということになりますし、保健も同じだとするならば、東書ということになるのかなというふうに思います。
- ということは、全教科、昨年度まで利用されていた教科書で、教育委員会の意見であるということになります。それでよろしいですか。
- 各委員 「はい」の声あり
- 教育長（大友義孝） ありがとうございます。

そこで、出版社は決めさせていただきましたが、あとは内容の部分は、本当は今日、案としてお示しできればよろしいのですが、この学校から現場の先生たちが見ていただいた部分をちょっと集約をして、そして内容、組織・配列、それから配慮、表現等に分けて、その部分を詰めて意見として協議会のほうに送りたいと思うんですが、それをここで、委員の皆さんでやり

ますか、一つ一つ。どうでしょうか。

○委員（後藤眞琴） それプラス、今日出た教育委員会の意見をプラスして、あとは教育長さんに一任してもよろしいのではないかと思いますけれども。

○委員（成澤明子） よろしくをお願いします。

○教育長（大友義孝） そうですか。ありがとうございます。では、責任を持ってさせていただきます。（「お願いします」の声あり）

今日、委員の皆さんからご意見を頂戴いたしました。それを反映をさせて、この評価の観点を記入をし、採択協議会のほうに美里町教育委員会としての意見ということで提出させていただきます。ありがとうございます。

○委員（後藤眞琴） よろしくをお願いします。

○教育長（大友義孝） そこで、今度は23日の日に採択協議会がありますので、その際に全体的なそれぞれの部分が出てまいります。それを、次の教育委員会定例会の中で今度はご審議いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

その際に、昨年度のこともあります、重いという部分、これは全体的に見て何か去年と同じですから、解消されていないのはそのとおりでと思うんですが、次にやっぱり改訂版をつくる時は少し紙の軽い材質を使えないのかなという感じ、子供たちにとっては、1年生はランドセルしょって、びっと背筋伸びるというよりも、逆反りになっている子供たちが多いです、やっぱり入学式の後。それが、1学期の中間ころになりますと少し姿勢が戻ってきている。でも、教科書重いんだろうなって、本当につくづく思います。

○委員（後藤眞琴） うん、思う思う。教育長さんね、それを考えてか、5・6年から上・下と分けているところもあります。

○委員（成澤明子） 社会とかね。

○委員（後藤眞琴） ええ、東京書籍なんかもね。

○委員（成澤明子） 東京書籍がそうですね。

○教育長（大友義孝） そういった配慮とかも評価の部分だものね。

○委員（後藤眞琴） ええ、だから、その1年間のを2つに分けて。5・6年の場合、厚くなりますからね。

○教育長（大友義孝） そうですね。

○委員（後藤眞琴） そういうことを一部やっているようですね、そういうようなのも……

○教育長（大友義孝） でもあるが、全体を通してそうしていただきたいのが……（「そうですね、

はい」の声あり) 意見であるということもちょっと記入させていただきたいと思います。

そういったことで、本当にこの数の多い、305点ほどの教科用図書、委員の皆様方には本当に頑張っていただいて、見ていただきました。本当にありがとうございました。意見を集約させていただきましたので、体裁を整え、報告書、意見書を提出させていただきたいと思います。大変、この協議、ありがとうございました。

以上で、日程第4の令和2年度使用教科用図書の採択についての協議は終了させていただきます。

---

その他

○教育長(大友義孝) では、その他ということですが、その他案件ありますか。特にないですか。

○課長補佐兼総務係長(藤崎浩司) ございません。

○教育長(大友義孝) その他案件、特になしということでございます。

もう少しで1学期も終了ということになります。子供たちも夏休み、物すごく楽しみにしているんだらうなというふうに思いますが、2学期はすがすがしいエアコンの稼働があるということで、ますます学力向上になるんだらうなというふうに期待するものでございます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和元年7月教育委員会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後2時25分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課藤崎浩司が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和元年9月26日

署名委員

---

署名委員

---